

【 参 考 資 料 】

平成 27 年 12 月 14 日

労 働 基 準 部 監 督 課

平成 26 年度トラック運送事業者定期監督指導結果

奈良労働局管下の4労働基準監督署が平成26年度にトラック運送事業者に対して実施した定期監督(総合的監督指導を実施したもの)の結果は以下のとおりです。

監督指導実施結果の概要

	件数	違反率
監督実施事業場	4 1 件	—
法違反事業場	3 8 件	9 2 . 7 %
改善基準違反事業場	2 3 件	5 6 . 1 %

主要な違反事項／違反率

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	39. 0%	健康診断	36. 6%	総拘束時間	43. 9%
2	労働条件の明示	36. 6%	安全衛生管理体制	29. 3%	最大拘束時間	34. 1%
3	割増賃金	24. 4%			休息时间	34. 1%

- ・監督指導とは、賃金の支払や労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

監督指導実施結果

1 法違反等事業場の状況

平成26年度に定期監督を実施した事業場数は41件で、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は38件、法違反率は92. 7%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は23件、改善基準違反率は56. 1%でした。

2 労働基準法等の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労働基準法第15条 (労働条件の明示)	15件	36. 6%	労働者を雇い入れる際に、賃金額や賃金支払い方法等の法定事項について書面を交付していないもの。
同法第32条 (労働時間)	16件	39. 0%	時間外労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。 時間外労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
同法第37条 (割増賃金)	10件	24. 4%	法定時間外労働、深夜労働(原則として午後10時から午前5時)を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。 法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。
同法第89条 (就業規則の作成等)	6件	14. 6%	常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。
同法第106条 (法令等の周知義務)	5件	12. 2%	法令の要旨、就業規則、各種労使協定などを掲示、備付け、書面の交付などによって労働者に周知をしていないもの。
同法第108条 (賃金台帳)	8件	19. 5%	労働日数、労働時間数、時間外・休日・深夜労働時間数、賃金の種類毎の金額等法定記入事項が記入されていない、あるいは適正に記入されていないもの。

3 労働安全衛生法の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第10条から12条の2、14条、15条及び17条から19条まで (安全衛生管理体制)	12件	29. 3%	常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者・産業医等)を選任していないもの。 常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者(安全衛生推進者)を選任していないもの。

制)			常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の安全・衛生委員会等を設置していないもの。
同法第66条(健康診断)	15件	36. 6%	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。 常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。

4 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間に関する違反	18件	43. 9%	1か月の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間:労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間に関する違反	14件	34. 1%	1日の拘束時間の限度を超えているもの。
休息期間に関する違反	14件	34. 1%	1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
最大運転時間に関する違反	1件	2. 4%	1日あるいは週の運転時間の限度を超えているもの。
連続運転時間に関する違反	10件	24. 4%	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの。
休日労働に関する違反	1件	2. 4%	法定休日労働を2週に1回を超えて行わせるもの。